

インド知財情報メール：第 2020-5 号、2020 年 6 月 22 日発行  
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、  
インドの知的財産に関する情報をお届けします。  
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

---

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

**[1]** インド知的財産庁における期限の延長について

**[2]** 当社のバパットが Sagacious Research 株式会社の顧問に就任

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

**[1]** インド知的財産庁における期限の延長について

インド知的財産庁は、5 月 18 日に、「3 月 15 日～5 月 17 日に入るすべての期限を 6 月 1 日とする。5 月 18 日およびそれ以降については期限の延長はない」という内容の通知を同庁のホームページで公開したことをインド知財情報メール第 2020-4 でお知らせしました。

しかしながら、上記インド知的財産庁の通知を無効とする指令がデリー高等裁判所から発行されました。

[http://ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/690\\_1\\_HC\\_Order-17\\_June\\_2020.pdf](http://ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/690_1_HC_Order-17_June_2020.pdf)

インド全土で 3 月 15 日からロックダウンが発令されたため、インド最高裁判所が「行政、司法などのすべての期限を当裁判所から指令があるまで延期する」との内容の指令を 3 月 23 日に発行しました。しかしながら、インド知的財産庁は、すべての業務を開始していたため、5 月 18 日付の上記通知を発行しました。この通知に対して有識者からデリー高等裁判所へ不服申立が提出されました。

今回のインド知的財産庁の通知を無効とする指令において、デリー高等裁判所は「インド最高裁判所の指令を無視する権限はインド知的財産庁にはもちろんのことだれにもない」とインド知的財産庁を批判しました。

すなわち、インド最高裁判所から期限に関する指令が発行されるまですべての期限が延長されます。

しかしながら、インド知的財産庁はすでにすべての業務を開始しています。オンライン出願やオンラインでの書類の提出を受け付けていますので、ロックダウンによる期限への影響はほとんどありません。そのため、出願人様におかれましてはなるべくインドにおける法定期限は徒過しない運用をすべきと考えます。

一方、「ロックダウンの影響により、インド知的財産庁では手続きができないため、期限延長の手続きを行います」と顧客に連絡し、期限延長の手続きにかかる費用を請求する特許・法律事務所があるとの情報を当社のバパットが入手しました。しかしながら、上述のように、ロックダウンによる期限への影響はほとんどありませんので、期限延長の手続きを行う必要はありません。

**[2]** 当社のバパットが Sagacious Research 株式会社の顧問に就任

当社の代表取締役社長のバパットがインドの Sagacious Research (Sagacious IP) 社 (<https://sagaciousresearch.com/>) の日本法人である Sagacious Research 株式会社 (<https://jp.sagaciousresearch.com/>) の顧問に就任しました。

<https://www.dreamnews.jp/press/0000213796/>

Sagacious Research (Sagacious IP) 社は 5 年間以上にわたって日本企業向けに事業を展開していましたが、日本でさらなるビジネスを展開し、日本の特許事務所や企業に貢献する

ために 2019 年 3 月に 100%子会社として **Sagacious Research** 株式会社を立ち上げました。**Sagacious Research** 株式会社は、日本の特許事務所や企業から特許調査、特許ライセンスング、英文明細書作成などで定評を頂いております。

本社である **Sagacious Research (Sagacious IP)** は、2008 年に創業し、フォーチュン 500 その他の大企業、中小企業、特許事務所や知財を扱う法律事務所、ライセンスング会社、大学等、世界中の IP コミュニティに対して信頼のおけるサポートを提供しています。現在、日本（東京）以外に、インド（デリー首都圏、ベンガル、およびナーグプル）、米国（シカゴ、シアトル、およびボストン）、カナダ（トロント）、中国（上海）、および欧州（アイントホーフェン、オランダ）にオフィスを構えています。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

- ◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。
- ◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。
- ◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。